弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書

奈良市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」）について以下の事項についてご確認いただき、すべて了承していただける場合のみ、ご指定された口座に奈良市から直接振込いたします。

またその際は本確認同意書のほか、別途必要書類の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

記

１．振込口座について

　・お振込み先の口座は次のどちらかに限ります。

1. 補助対象者と契約を交わした弁護士本人名義の口座
2. 補助対象者と契約を交わした弁護士が所属する事務所名義の口座

　　※ ②をご希望される場合、契約された弁護士が間違いなく事務所に所属しているかどうか、電話等で確認する場合があります。

　・各種金融機関及びゆうちょ銀行の利用が可能です。

・ネット銀行など一部振込みができない金融機関等がありますので、ご確認が必要な場合はあらかじめ奈良市子ども育成課ひとり親家庭支援係（0742-34-5042）までお問い合わせください。

また、指定された口座が利用できない金融機関等であった場合、振込口座変更等の連絡をすることがあります。

２．振込期間について

　・補助対象者から他必要書類等と併せて申請を受けたあと審査を行い、不備等がなければ振込手続きをします。そのため、補助対象者の申請から振込みまで最短１ヶ月程度の期間を要します。

　・なお、補助対象者の方が本市に申請する時期は次のとおりです。

　　　【補助対象者と弁護士との契約の場合】

**≪着手金・概算払い（前払い）の場合【上限100,000円】≫**

「**契約書**」及び「**着手金請求書**」が発行され、かつ補助対象者から着手金の支払いが済んでいない時。

　　　※ 申立てに必要な収入印紙代など一部実費についても補助対象ではありますが、

実費については補助対象者への振込となります。

　　　【法テラスを含めた補助対象者と弁護士との契約の場合】

**≪着手金の場合【上限100,000円】≫**

　　　　　　　　補助対象者が奈良市へ交付申請を行なった後、「**償還金の支払状況がわかる書類**（通帳の写し等）」及び「**養育費確保支援に関する事案の処理に着手したことがわかる書類**（報告書、契約書、領収書、申立書のコピー等）」が発行された時。

※ 奈良市への交付申請と実績報告は同時にすることもできます。

**≪実費の場合【上限５0,000円】≫**

　　　　　　　　補助対象者が奈良市へ交付申請を行なった後、「**実費領収書**」、「**償還金の支払状況がわかる書類**（通帳の写し等）」及び「**調停申立て等をしたことがわかる書類**（本人控の申立書（受領印押印済）、申立証明書等）」が発行された時。

　　　　　　　　　　※ 補助対象は申立てに必要な収入印紙代など一部実費に限ります。

※ 奈良市への交付申請と実績報告は同時にすることもできます。

３．振込日について

　・原則、平日の５の倍数の日（５、１０、１５、２０、２５）または平日の月末日が振込日です。

　・振込予定日が決定した際には、補助対象者に対し通知を行います。なお、やむをえない理由により振込予定日は変更になる可能性があります。

４．弁護士等直接口座振振込における必要書類について

　・委任状（第３号様式）

※ 本市指定様式

※ 原則補助対象者が記入するものですが、振込先口座情報等が必要ですので、補助対象者に情報提供をお願いします。

　・振込先口座のわかるもの

※委任状に記入された口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振り込み先が記載された請求書等）

　・本確認同意書

５．法テラスを含めた契約について

　・補助対象者の方が本市に申請する時期は「２．振込期間について」のとおりです。

　・法テラスを含めた契約の場合でも弁護士等直接口座振込が可能です。その場合弁護士等から、本市がお振込みしました補助金額分をお手数ですが法テラスに返金していただく必要がございます。

　・なお、奈良市から法テラスへ直接お振込みすることはできません。

以上の内容について確認し同意します。

　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　契約を交わした弁護士の氏名

または団体名及び代表者氏名

日中の連絡先　　　　　　　-　　　　　　-